

オンラインによる変更登録の申請 (飼い主が変更になった場合)

※オンラインによる申請が困難な場合は、以下のお問い合わせ窓口までご相談ください。

- 書類の準備**
マイクロチップの識別番号及び暗証記号
 前の飼い主から犬や猫と一緒に渡される登録証明書に記載されています。
- オンラインで申請**
パソコン又はスマートフォンから、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトにアクセス。ガイドに従い必要事項を記入してください。
- 手数料のお支払い**
変更登録の手数料：300円/回
お支払い方法：クレジットカード決済、又はバーコード決済
- 登録証明書のダウンロード**
画面に表示される「登録証明書」をダウンロードして、大切に保管してください。

登録はこちらから



令和4年6月1日から利用できます
<https://reg.mc.env.go.jp>

住所や氏名、電話番号が変更になった場合や、犬や猫が亡くなった場合も届出が必要です。詳しくは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトをご確認ください。

マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口

TEL:03-6384-5320 E-mail : info@mc.env.go.jp

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館 23 階

詳しくは
こちらから

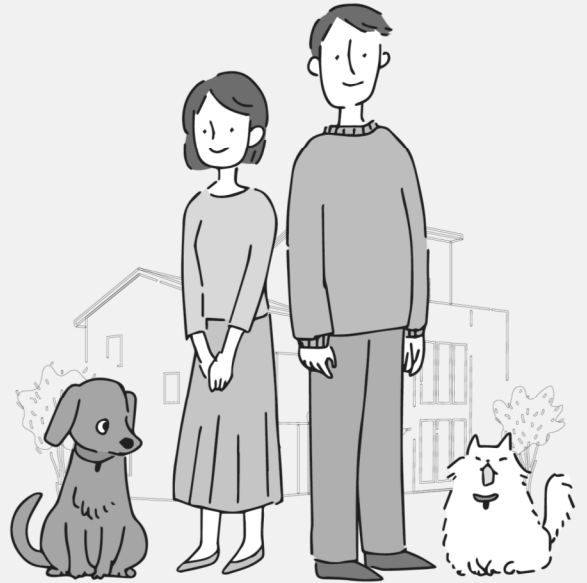


令和4年5月31日までの準備サイト



令和4年6月1日から利用できます

購入した犬や猫の
マイクロチップ情報の登録が
義務になります



環境省
Ministry of the Environment

いのちみつめる。いのち育てる。
公益社団法人 日本獣医師会

犬や猫を家族に迎えたら
マイクロチップ情報の変更登録をしましょう

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名、電話番号を変更登録する必要があります。

原寸大の
マイクロチップ



マイクロチップとは？

マイクロチップは、直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形の小さな電子標識器具です。電池の交換の必要はありません。マイクロチップには世界で唯一の15桁の数字が記録されています。皮下に装着されたマイクロチップの番号は、専用のリーダー（読取器）で読み取ることができます。



マイクロチップで
身元を確認できます

犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害、盗難や事故によって、飼い主と離ればなれになったときに、保護された犬や猫のマイクロチップの番号を専用のリーダーで読み取ります。その番号からデータベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主に連絡することができます。

令和4年6月1日以降、
飼い主の方に
行っていただきたいこと

マイクロチップ情報の
変更登録をしてください

マイクロチップを装着した犬や猫を迎え入れた飼い主は、ご自身が飼育する動物として、所有者情報を変更するための登録を行わなくてはなりません。変更登録の手続は、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。

登録証明書

登録証明書を大切に！
登録後に交付される登録証明書は、次回手続の際に必要となりますので大切に保管してください。



犬や猫の飼い主向けの Q&A

Q 装着による害はないのですか？

日本獣医師会では、これまで20年以上にわたりマイクロチップの登録事業を行っており、国内でも既に装着の実績が多数あります。これまでの実績から、副作用による障害は、ほとんど報告されていません。

Q ペットショップ以外から入手した、又は以前から飼っている犬や猫に装着の義務はありますか？

義務ではありませんが、犬や猫が迷子になった場合などにマイクロチップが装着されていると飼い主のもとへ戻る確率が高まります。できるだけ装着と登録をお願いします。

Q 引っ越しで住所や電話番号が変わったら、登録の変更は必要ですか？

住所や電話番号、結婚して姓が変わった場合など、飼い主の情報に変更が生じた場合は、30日以内に登録事項の変更の届出を行ってください。

Q 既に登録されている犬や猫を譲渡する場合は、どのようなことに気をつけたいですか？

登録時にダウンロードした「登録証明書」を犬や猫と一緒に新しい飼い主に渡し、新しい飼い主に変更登録をするよう促してください。



犬を飼うためのルールとマナー

● 最後まで愛情と責任を持ちましょう。

大切な“家族”です。ちゃんとしつけをするとともに、健康管理や飼養環境にも注意し、亡くなるまで愛情を持って飼いましょう。また、飼い主も“親”としての自覚と責任を持ちましょう。虐待や投棄など無責任な繁殖はやめましょう。

● 所有者を明示しておきましょう。

迷子になったときや保護されたときに、飼い主がすぐにわかるよう鑑札や狂犬病予防注射済票を首輪へ着けるとともに、首輪に飼い主の名前と電話番号をしっかりと書いておきましょう。

● つないで飼いましょう。

放し飼いは、人に危害を加えたり、交通事故に遭ったりする危険性が高くなるだけでなく、飼い主の目の届かないところで拾い食いをして「エキノコックス症」に感染する可能性もあります。

普段どんなにおとなしくて優しい犬でも、パニックに陥ると予期しないことが起きる可能性があります。放し飼いはせず、鎖などでつなぐかオリの中で飼いましょう。

また、散歩をする時も同じで、必ずリード（引き綱）をつけて散歩をしましょう。

● フンの後始末はきちんとしましょう。

散歩時のフンの持ち帰りはもちろん、自宅の敷地内でのフンの後始末もきちんとしましょう。フンを代表とする不衛生な環境は、悪臭や虫がわくばかりでなく、いろいろな感染症を発生させる恐れがあります。ご近所への迷惑も考え、飼養環境は清潔に保ちましょう。

● 犬の鳴き声に注意しましょう。

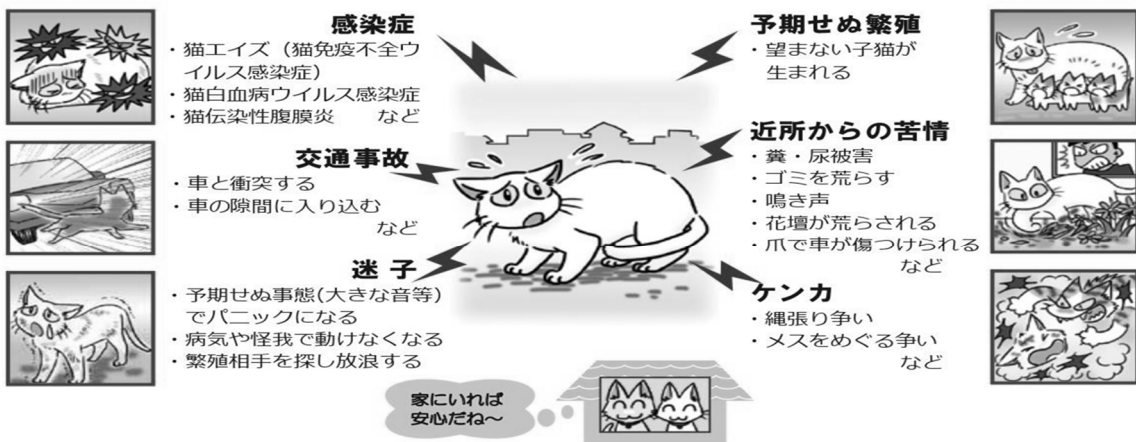
子犬の段階から過度に吠えないようしつけることが大事です。また、なぜ吠えるのか、犬の気持ちを考えてあげることも大切です。近所に迷惑をかけないためにも、しつけと適切な飼育をしましょう。

猫は室内で飼いましょう

『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準「第5 猫の飼養及び保管に関する基準」』に猫の室内飼育に努めることが明記されています。

屋外には危険がいっぱい！

飼い猫を外に出している飼い主は、これらの危険にさらしていることを忘れてはいけません。飼い猫がこれらの危険に遭遇した場合には、命を落としてしまうかもしれません。



室内飼育でも身元表示を忘れずに！

室内で飼っていても、突然の災害や逸走（脱走）に備えて日頃から迷子札やマイクロチップ等の身元表示（所有明示）をしておくことが必要です。動物病院への移動中や、大きな音など、思いがけないきっかけで猫が迷子になることがあります。万が一のときに後悔しないよう、日頃から身元表示をして、迷い猫にさせないようにしましょう。

※猫の首輪は引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプを使用するとよいでしょう。

室内飼育でも不妊・去勢手術！

子猫が生まれることを望まない場合や、生まれた子猫を全て幸せにできない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。病気の予防やストレスの軽減になり、繁殖のための争いや逸走（脱走）、望まない妊娠を予防できます。また、オスの場合は、去勢手術をすることにより、あちこちに尿をかけるスプレー行動の予防にもなります。

